

2003年5月13日

「短時間労働者への厚生年金の適用拡大について」
および「第3号被保険者制度について」の意見

大山 勝也
山口 洋子
小島 茂

＜短時間労働者への厚生年金の適用拡大について＞

- 本来、社会保険にはすべての雇用労働者が適用されるべきであり、短時間労働者への適用拡大は、雇用労働者としての均等待遇の観点から、是非必要である。現在の経済情勢のもとで、制度改正によって、当該労働者および事業主が保険料負担増となることについては、一定の配慮を行うべきと考える。しかし、原則論からいえば、本来社会保険でカバーされるべきところがこれまでカバーされてこなかったということであり、こうした趣旨について理解を求めていく必要がある。
- 新たな適用基準は、提案されている「週の所定労働時間20時間以上または年収65万円以上」とすべきである。
週の所定労働時間20時間以上・・・雇用保険の適用基準と同じ
年収65万円以上・・・給与所得控除の最低保障額以上
- 短時間労働者の給付と負担のあり方は、「標準報酬下限引き下げ×本人給付維持案」を基本に考えるべきである。その際、標準報酬の低い方が所得代替率が高くなるという点については、保険料は応能負担で、給付（定額部分）で被用者グループ内の所得再配分を行う被用者年金（定額部分+報酬比例部分）の設計上当然であり、問題ではない。
- 複数事業所で雇用される場合は、個々の事業所での労働時間および年収は適用要件に満たなくても、合算すれば適用基準を満たす場合の適用のあり方についても、さらに検討すべきである。現在でも、複数事業所に雇用される被保険者の場合、合算された収入に基づき保険料を負担するしくみとなっている。
- 今回の適用基準の見直しと合わせて、従来任意適用となっている5人未満の個人事業所および適用外業種の事業所についても強制適用とすることにより、さらに適用拡大を行うべきである。あわせて、事業所における違法な社会保険脱退・適用逃れについては、適用拡大にかかわらず、本来あってはならないことである。社会保険事務所の監督を強化し、罰則も辞さないとの姿勢で臨むべきである。

- 短時間労働者以外で、就労形態の多様化により本来雇用労働者でありながら、従来の適用要件では厚生年金に適用されない派遣労働者などに対する適用のあり方についても、検討する必要がある。例えば、新たな適用形態（社会保険事務組合、地域・業界ごとの適用など）の制度化を検討してはどうか。

参考：健康保険の「人材派遣健康保険組合」

＜失業中の厚生年金への継続加入制度の創設について＞

- 失業者の増大等を踏まえ、失業中においても、老齢・障害・遺族年金の受給権を確保するため、次の就労までの期間、厚生年金に引き続き加入できる「継続加入制度」を創設すべきである。その間の保険料は、国民年金の学生納付特例制度と同様に、保険料負担を猶予し（2年間：健保の任意継続加入期間）、再就職後にその分を追加分納するしくみが考えられる。その際、追納の保険料は、労使分、本人分（給付算定は半額）、免除（障害・遺族年金の対象）との3選択制として、追納期間は猶予期間の2倍（4年）以内とする。

＜第3号被保険者制度の見直しについて＞

- 当面、厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していくことで対応すべきである（C案）。（将来的に、基礎年金を税方式化すれば第3号問題は解消できる。）

- 被扶養者認定の収入基準について、厚生年金の新たな適用要件である年収要件とは区別しているが、適用要件を年収65万円以上とすることで、実態として保険料負担（可能）者の範囲を拡大するのであるから、被扶養者の認定基準（年収130万円）も引き下げ、整合性をとる必要がある。

- その他の案は、いずれも将来的に社会保険方式の維持を前提とした案である。A案（夫婦間の年金権分割）は、分割の対象を専業主婦世帯に限定した提案となっているが、共働き世帯の場合や、離婚時の年金分割のあり方と合わせて検討を行う必要がある。

B案の負担調整案や給付調整案は、公的年金の役割や機能に照らして、問題が多い。

以 上

短時間労働者への厚生年金の適用拡大及び第3号被保険者制度の見直しについての意見

翁 百合

- 働き方が多様化しているなかで、短時間労働者も厚生年金の適用拡大を図っていくことが必要。通常の就労者であっても裁量労働制の導入等によって、時間に拘束されない働き方をしている人も存在している。年間収入が130万円以上か以下かで、大きな格差が生まれている制度は、雇用形態の選択にも大きな影響を与えているはず。
- 勤労所得による収入要件を併用したほうが、雇用形態の多様化に対応でき、就業調整の余地が減少するのではないか。労働時間20時間以上、65万円以上といった絶対水準を決定すると、必ずこれを起因とした使用者・被用者ともに就労調整が起こると思われるが、できるだけ要件を低めに置いて、どのような働き方であってもできるだけ多くの賃金労働者をカバーする年金制度として、労働市場に歪みをもたらさないよう配慮し、先行き労働市場や賃金動向を見ながら、必要に応じて見直しをしていくべきであろう。
- 負担と給付のあり方については、標準報酬下限を引き下げ、給付を調整する案が望ましいと思われる。現状の若年層の短時間労働者の増加を考えると、短時間労働者の年金がある程度保障されることが重要である。同時に、給付水準によっては、先行き極めて深刻な年金財政の悪化を招く可能性がある。この点、雇用行動への影響と年金財政への影響を十分に踏まえた給付と負担の水準を考えていくことが必要。
- 第3号被保険者制度の見直しについては、世帯単位でみれば、確かに共働き世帯と片働き世帯は基本的には不公平はないが、個人単位でみると第3号は負担なしの基礎年金が給付されるという不公平感がある。その意味で、年金分割案Ⅰでは、後者の観点からの不公平感を解決するものにはならないし、短時間労働者にも適用を拡大しようとしている中で、かえって第3号に止まり続ける人が多くなる点が問題であるように思われる。なお、離婚時は年金権の分割について検討を行うことが必要である。
- その意味で、負担調整案か給付調整案が望ましいことになるが、負担調整案Ⅰについては、経済情勢を考えると、逆進性が高くなる可能性があり、問題と考えられる。また、給付調整案は、基礎年金を国庫負担に限り、しかもその財源を消費税にする方向になれば、第3号の給付と負担の不公平問題の解決に寄与する可能性がある。ただし、給付調整案に関しては、任意の追加給付制度を設けることが前提となる。

以 上

短時間労働者への厚生年金適用拡大と第3号被保険者制度見直しについて

03.05.13

(有)セレーノ

杉山千佳

短時間労働者への厚生年金適用拡大について

○「社会の支え手」を増やす

短時間労働者、第3号被保険者制度の見直しについては、「社会の支え手」を増やす視点で見ていくことが重要。今回の制度改革のなかで、なんとしてでも一定の指向性を出し、実現可能なところから制度の見直しを進めていくことが必要だと考える。

○若年フリーターは第1号被保険者である

雇用者全体の4分の1を短時間労働者が占めるようになった現状と、近年の若年のフリーターの増加を考えると、もはやこの問題を放置しておくことはできないのではないだろうか。第3号被保険者である短時間労働者の問題もさりながら、配偶者のいない、国民年金第1号被保険者の短時間労働者についても配慮する必要があると思う。若い世代の第1号被保険者の未納者問題が常に挙げられるわけだが、当人が自己決断したこととはいえ、若い時期に社会保障制度の枠の外にいることは、当人にとっても、社会にとっても好ましくない。

データによれば、現在はフリーターだが正社員になりたいと考えている15歳～34歳までの人の割合は50%を越えている（内閣府「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書」）。正社員として働きたいが、職がなくて仕方がなくフリーターを選択せざるを得ない若者も多い。こうした人たちが適用の拡大により厚生年金に適用になれば、おのずと正社員とアルバイト・パートの垣根が低くなり、正社員への道も今よりは開かれ、「若年フリーターの増加問題」解決への一つのアプローチにもなるのではないか。もちろん年金の未納問題の解決策としても効果がある。

○適用基準について

「多様な働きに対応できる中立的な年金制度を目指して」にもあるように、週の所定労働時間20時間以上または、年収65万円以上に適用拡大していく案でよいのではないか。

「所定労働時間が極めて短い者」であっても、相応の賃金を得ているのであれば、その人の能力に合わせて会社に貢献していることになるので、厚生年金の対象者とすることには問題はないのではないか。

「短時間労働以外の活動から主たる収入を得ている場合」は、適用からはずしてもよいのではないか。「適用実務上困難な問題」については、予測できるものについては事前に検討のうえ対応策を用意しておき、拡大後生じた問題についてはそのつど検討、調整していく方向でよいのではないか。

○ 納付と負担のあり方について

前回の資料では月収7万のパートの例として4つの案が提示された。いずれも所得代替率の点から見ると、どの案でも100%を越え、本人が働いて得た月収を上回る年金を受給することになる（本人負担も月5000円）。その意味では、第1号被保険者との不公平は解消されていない。

しかし、急務は「年金の支え手」を増やし、一人ひとりの貢献が実る年金制度であるわけだから、現時点では改革に着手することが大切と考える。妥協案としては、「C-3の基礎年金減額案」が一番理解を得やすいのではないだろうか。

第3号被保険者制度見直しについて

○短時間労働者への厚生年金適用を踏まえて第3号のあり方について見ていくことが必要になるのではないか。

その観点からみると、納付調整案が整合的。満額納付を得るために追加納付制度を設けることで、年金収支にも貢献する。

尚、これは提案だが、追加納付制度を設ける場合の納付分は第3号被保険者を抱える第2号被保険者で負担してはどうか（負担調整案Ⅱ-2との組み合わせ）

昭和60年時点では歓迎されて迎えられた制度が、20年足らずで時代に合わなくなっているということは、現在がいかに激変の時代であるかを物語っていると痛感する。私自身は男女雇用機会均等法以後の世代であるため、夫婦共働きをモデルにすることに違和感はない。これから家庭を持つとする若い世代もそうであろうし、また夫婦で働くなければやつていけないということも、実感として理解している。

今は、「夫一人で築く年金から、夫婦のそれぞれで築く年金へ」（「女性と年金報告書」より）、そして「支え手を増やす年金へ」前進することが重要ではないだろうか。そして、「サラリーマンの妻」だから配慮するのではなく、「ワークライフバランス」で見た場合に、家族のありようが明らかに「ライフ」に比重がかかる「育児期間」や「介護期間」等の時点で、社会保障らしい配慮をしていくことが望ましいのではないだろうか。

ただし、ここでは特に「負担」の観点から見ているため、「納付」の観点から見る場合は、（性別役割分業が根強く残り、明らかに働き方そのものに男女格差があった等々の）時代背景を理解しながら配慮することが必要になってくると思う。

「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」「第3号被保険者制度の見直し」についての意見

2003年5月13日
社会保障審議会年金部会
上智大学 堀 勝洋

第1 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

1 結論

- ・拡大に賛成

その理由は、

- ①働き方の多様化への対応
- ②短時間労働者の年金保障の充実と年金制度の支え手の増加
- ③短時間労働者の就業調整問題の解決
- ④事業主間の保険料負担の不均衡是正

2 拡大の範囲

(1) 労働時間要件

- ・雇用保険と同じく週の所定労働時間が20時間以上とするが適当ではないか

なお、このような短時間被保険者について一般の被保険者とは異なる給付や負担を定める場合は、週の所定労働時間の上限（雇用保険は30時間）を設ける必要がある。この労働時間の下限・上限は法令に規定するのが望ましい

(2) 収入・賃金要件

- ・労働時間要件と選択的に収入・賃金（例、年65万円以上）要件を設けるか否かは、給付や負担の定め方いかん等にもよるであろう
- ・この要件を設けるとすれば、厚生年金は被用者の保険であるため、収入ではなく賃金を要件とすべきである

3 拡大した場合の給付と負担

(1) 結論

- ・「標準報酬下限引下げ×給付調整案（本人給付維持案）」（C—1案）が適切ではないか

その理由は、

- ①現在の厚生年金とほぼ同じ考え方の仕組みになる
- ②社会保険の「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」の原則に沿う

- ③新たに厚生年金の適用対象となる短時間労働者の代替率は100%を超えるという問題があるが、これらの者の大部分は従来第3号被保険者であったものであり、もともと基礎年金の受給権はあり、新たに厚生年金（2階部分）が増えるだけである
- ④従来第1号被保険者であった者であって新たに厚生年金の適用対象となるものは、保険料額は低くなり、年金額は高くなるという問題があるが、これらの者は本来被用者グループに属し、厚生年金の被保険者とされるべきものであった
ただし、この短時間労働者の被扶養配偶者に第3号被保険者資格を与えるのは、余りにも給付が過大となるため、認めるべきではない

（2）他案の問題点

- A案—負担が逆進的となり、厚生年金の応能負担原則に反する
- B案—被扶養配偶者にまで基礎年金を支給するとすると、拠出した保険料と比べて給付が過大となる
- C—2案—保険料額に比例した給付を行うという厚生年金（2階部分）の原則に反する
- C—3案—①老後に必要な基礎的給付を行うという基礎年金制度の趣旨に反する
②高保険料の者にも低保険料の者にも同一額の基礎年金を支給するという厚生年金制度の趣旨に反する
なお、C—3案のように基礎年金を調整しない仕組みは、第1号被保険者（自営業者等）の保険料免除制度と比べて均衡を失するという考えがある。
しかし、被用者グループと自営業者グループとは負担原則が異なるので（応能負担と応益負担）、比較の対象とはならない。すなわち、厚生年金は被用者グループ内の助け合いの仕組みである。
- ③後述するように第3号被保険者制度の基本を維持するすれば、それと比べて均衡を失する

第2 第3号被保険者制度の見直し

1 基本的考え方

- ・第3号被保険者制度は、現在の社会経済の実態に適合し、社会保険の原則に即した制度である。ただし、社会経済も変化しており、また人々の考えも変わってきているので、それを踏まえた見直しも必要である

2 第3号被保険者制度の意義

- ①女性が家事、育児、介護等を行うという社会慣行、その社会慣行を前提にした女性に係る労働慣行（出産・育児を理由とした退職、育児と就労との両立が困難な労働条件・労働環境、育児後の再就職の困難・低賃金等）により、女性の年金が不十分であるという問題を解決した
- ②被用者に対する社会保険（厚生年金・健康保険）は負担能力のある者に保険料を課し、ニーズのある者に給付をするのが原則であるが、第3号被保険者制度は負担能力のある被保険者本人に保険料を課して、ニーズのある被扶養配偶者にも給付を行う仕組みであり、この原則に合致している
- ③夫婦単位でみれば、夫婦の合計賃金額が同じであれば、片働き夫婦も共働き夫婦も保険料額と年金額が同じ

*詳しくは、拙著『年金制度の再構築』の第3章及び第4章の「女性の年金」を参照

3 見直し案

(1) 結論

- ・「第3号被保険者縮小案」（方法IV）に賛成
- ・一定の条件が満たされれば、「夫婦間の年金分割案」（方法I）も導入可能か
- ・「負担調整案」（方法II）も「給付調整案」（方法III）も問題がある
なお、女性に不利な社会慣行・労働慣行が是正され、女性が男性と同じような労働機会が与えられ、女性が男性と同じような条件で労働できるようになれば、第3号被保険者制度は廃止

(2) 第3号被保険者縮小案

- ①短時間労働者に厚生年金を適用し、又は被扶養者認定基準額（年収130万円）を引き下げる形で、第3号被保険者の範囲を縮小する
- ②第3号被保険者制度の基本を維持する理由は、上記2のとおり

(3) 他案の問題点

・夫婦間の年金分割案

- ①この案には、(a)離婚後の妻の年金保障が充実する、(b)第3号被保険者問題の解決につながるというメリットがある
- ②しかし、この案には次のような問題がある
- (a)年金権は一種の財産権であると考えられるため、分割される側への十分な情報提供とその同意を得るための仕組み必要ではないか。同意が得られない場合はどうするのか。 分割される側の政治的合意が得られるか
 - (b)民法755条以下の夫婦財産制（特に、762条の夫婦別産制）の趣旨と整合性がとれているか
 - (c)憲法29条1項の財産権保障の趣旨と整合性がとれているか。 保険料拠出期間中は年金権という財産権ではなく、年金期待権であると考えられるが、同様に憲法29条1項の趣旨との整合性の問題がある
 - (d)年金権分割制度を導入したとしても現在の基礎年金制度と変わりはない。 年金権分割制度は被扶養配偶者に対する基礎年金の支給根拠の説明を変えるにすぎないともいえる
 - (e)離婚しなかった夫婦は2人の年金で老後を暮らすため、厚生年金（2階部分）を夫婦で分割する必要は余りないのではないか。 すなわち、現在多数を占めるこのような夫婦について、年金権分割という大改正をする必要があるのか
 - (f)離婚後の妻の年金保障を充実する方法としては、離婚時の夫婦間の合意（合意が得られない場合の裁判所の審判等）による厚生年金（2階部分）の分割だけで足りるのではないか
 - (g)前述の社会慣行・労働慣行が是正されて女性が男性同様に働くことができるようになれば、年金権分割のような大改正をする必要性はないのではないか。 すなわち、年金権分割は過渡的な制度となる可能性がある
- ③年金権の分割について、分割される側への十分な情報提供とその同意が得られれば、上記(b)(c)の問題も回避できる可能性がある
- ④年金権分割制度を導入するとした場合には、次のようにすべきではないか
- (a)年金局案のように第2号・第3号間だけでなく、第2号・第2号、第2号・第1号間の分割も行う
 - (b)妻に事業所得・資産所得がある場合において、国民年金の定額保険料を負担する者（第1号被保険者）と負担しない者（第3号被保険者）とを区別する必要があるが、そのための基準となる収入要件を設ける
 - (c)障害年金・遺族年金は分割しない

・負担調整案

次のような問題がある

- ①応能負担が原則の厚生年金に応益負担の要素を持ち込むのは妥当か。応益負担の要素を持ち込むのなら、次のような制度改正をしなければ整合性がとれないのではないか。
(a)遺族厚生年金を受ける可能性がある家族を有する被保険者の保険料引上げ、(b)一般に長命である女性の保険料引上げ、(c)障害のリスクの高い被保険者の保険料引上げ等
- ②事業主負担分の保険料を片働きの被保険者についてのみ引き上げる理由は、事業主にとってはではないのではないか。しかし、事業主負担分の保険料を引き上げないとすると、その分被保険者負担分の保険料を高くしなければならなくなる
- ③事業主負担分の保険料も引き上げられるとすれば、この被保険者は労働市場で不利となつて、雇用中立的でなくなる。現在リストラの対象となっている中高年者の解雇に拍車をかけるおそれはないのか
- ④夫婦の合計賃金額が同じである場合の合計保険料額は、片働き夫婦の方が共働き夫婦よりも高くなつて、水平的公平性に反するのではないか
- ⑤この案によると、健康保険についても、家族療養費の対象者数に応じて保険料を引き上げるべきことになるが、それは妥当か

・給付調整案

次のような問題がある

- ①老後に必要な基礎的給付を行うという基礎年金制度の趣旨に反する。なお、第1号被保険者の保険料免除制度との均衡の問題についての考えは前述した（第1の3の（2）のC—3案の②のなお書き）
- ②夫婦の合計賃金額が同じである場合の合計年金額は、片働き夫婦の方が共働き夫婦よりも低くなつて、水平的公平性に反するのではないか。
- ③標準報酬の上限額の引上げには賛成する。しかし、引き上げた分については給付に反映させないという案は、拠出に見合う給付という厚生年金（2階部分）の趣旨に反するのではないか
- ④この案によると、健康保険について、家族療養費の給付率を引き下げるべきことになるが、それが妥当か

短時間労働者への適用拡大と第3号被保険者制度の見直し

2003・5・13 社会保障審議会年金部会

山崎 泰彦

○ 前提条件

- 事業主負担については、企業間の負担の公平と雇用に対する負担の中立性を確保するため、社会保険適用外の非正規労働者を含む全従業員の賃金支払い総額を賦課標準とする賃金支払い税方式とする。この場合、事業主負担は、社会保険適用の全被保険者の保険料総額に見合うものとし、負担の総額においては労使折半負担とする。
- 年金業務の一元化を進め、被保険者資格、報酬等を一元的に管理する体制を整える。
- 短時間労働者の適用拡大は、もっぱら厚生年金が引き受けことになり、今年度からの総報酬制の導入と合わせて、厚生年金と共済年金の報酬格差が一層拡大する。被用者年金制度間の負担の公平化を図るため、基礎年金の拠出金負担を報酬総額比例とする。

○ 対応のあり方

- 自営業者世帯と同様に被用者世帯においても、片働き世帯に限定せず共働き世帯を含めて、世帯の所得は夫婦が共同で獲得したものとみなして、被用者世帯の年金の個人単位化を図る。本来は税制との一体的な取り扱いが望ましいと考えるが、当面は社会保険に限定し、社会保険料の対象となる報酬の2分の1を配偶者に帰属させる報酬分割方式を採用する。報酬上限は報酬の実態を反映させるべく引き上げる。これにより、現在の第3号被保険者は、原則として第2号被保険者に移行することになる。
- 被用者年金の保険料は〔報酬×保険料率〕とするが、基礎年金保険料（＝第1号被保険者保険料、本人負担分は2分の1）に対応する報酬（賞与を含む）を報酬下限とする。報酬下限分の最低保険料（基礎年金保険料）の負担が困難な者については、本人の申請により世帯の所得等に応じて保険料の免除を認める。免除期間分の追納保険料は被保険者本人の負担とする。
- この場合、被用者世帯の年金は報酬分割方式を採用するから、夫と妻の報酬の合計額が報酬下限の2倍以上であれば、個人の報酬としては報酬下限未満であっても、報酬分割後は報酬下限以上になるので、個人の報酬に対する定率保険料でよい。保険料免除の対象者は、夫と妻の報酬の合計額が報酬下限の2倍未満である場合に限られるから、被用者世帯において保険料免除の対象になる者はごく少数だと考えられる。
- 報酬下限以下の者の給付については、第1号被保険者との均衡上、基礎年金のみとし報酬比例部分は支給しない。

年金改革に関する意見

年金部会委員 渡辺俊介

3号被保険者問題について

現行の3号被保険者制度についてはいくつかの問題点が指摘されている。

- ① 公的年金制度は個人として保険料を納め、給付を受けるべき。
- ② 同じ厚生年金の保険料を納めているのに、共働きや独身者には不公平感が伴う。

——などが主なところだろう。

厚生労働省から示された4つの改革案のうち「夫婦間の年金分割案」は、専業主婦も自らの保険料を納め、給付に結びつける点を重視しているもので、そのための収入を確保する考え方である。

きわめて合理的と評価できるが、仕組みが複雑で国民にわかりにくいという欠点を感じる。特に、例えば夫婦が離婚し、再婚、再々婚などの場合に通算措置をとることになるのだろうが、一層複雑になる。さらに「生計維持関係」の問題、つまり配偶者がいながら他に事実婚をしているようなケースではどのように年金分割するのか、など実際にはきわめて煩雑な問題が生じる可能性がある。

公的年金制度は極力わかりやすいものでなければならない。その意味で多くの国民に受け入れられるかどうか疑問を感じる。

負担調整案、および給付調整案は主に共働き、独身者が抱く不公平感に配慮した考え方ということができる。

給付調整案は基礎年金を減額するという内容であり、これでは妻の老後の所得保障機能が低下し、年金制度に対する信頼を一層揺るがすことになりかねない。

負担調整案は共働き、独身者の不公平感を正の役割を持つと同時に、妻も何らかの形で保険料を負担することになるので、最も現実的で受け入れやすい改革案と考える。

しかし負担調整案がベストというわけではなく、同時に3号縮小も実施する必要があると考える。また3号問題は今回改革する必要があるが、それで最終的な改革ということではなく、今後とも女性の就業状況などの変化に応じた改革を進めていくべきである。